

富山県在宅保健師らいちょう会会員の自主活動に関する実施要領

1. 目的

富山県在宅保健師らいちょう会（以下「本会」という）は、研修や会員相互の交流を通し、専門職としての知識・経験を生かし、地域における会員の自主活動を支援する。

2. 事業内容

- （1）健康度測定と保健指導等
- （2）健康教育等

3. 実施主体

富山県在宅保健師らいちょう会

4. 実施方法

- （1）自主活動への協力依頼する会員は、富山県在宅保健師らいちょう会事務局（以下「事務局」という）に協力依頼書（様式1）を提出する。
- （2）事務局は、本会に派遣会員を要請する。
- （3）本会は、自主活動への協力依頼した会員に、本会会員（以下「協力会員」という）を自主活動に派遣する。
- （4）協力依頼した会員は、事業終了後翌月末までに活動報告書（様式2）を事務局に提出する。

5. 個人情報取り扱い

会員は、本事業に携わる中で知り得た個人情報の重要性を認識し、事業実施期間中はもとより、事業終了後も個人の権利利益を侵害することがないようにする。

6. 経費の支弁及び負担

本事業にかかる下記の経費については、国保連合会が予算の範囲内で負担する。

- (1) 会員の移動に関する費用
- (2) 会員の報償に関する費用
- (3) 会員の事業実施に伴う傷害保険の費用

7. その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、自主活動への協力依頼する会員と事務局で協議を行う。

8. 事務局

富山県在宅保健師らいちょう会事務局

富山県国民健康保険団体連合会 事業課企画保健係

住所：〒930-8538 富山市下野 995-3

電話：076-431-9829 FAX:076-431-9836

E-mail：jigyou01@toyama-kokuhoren.or.jp